

満三歳以上限定小規模保育事業概要

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。）により、満三歳以上限定小規模保育事業（改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項第3号に掲げる事業をいう。）が創設。

1. 現状

「小規模保育事業」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する19人以下の利用定員で保育を行うもので、原則0～2歳児を対象としており、「保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3歳以上児の保育が必要な場合」には3～5歳の受入れを可能としている。

2. 背景

近年の少子化の影響を受けて、子どもの性質や家庭の状況によって、多様な保育を選択できることの重要性が求められ、集団生活を過ごすことが苦手な子どものニーズなど、子どもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、地域の実情を勘案して必要であるときは、3～5歳児のみの小規模保育事業の実施を可能とすることとなった。

3. 目的

地域の実情を考慮し、柔軟に保育を行うことにより、集団生活を苦手とする子どもたちのニーズに応じた保育や個別のニーズに応じたきめ細やかな保育が実現し、新たな選択肢が増える。また、少人数制のため、子ども一人ひとりの個性を尊重した、より丁寧な保育を提供すること。

4. 実施主体

市町村

5. 基準

保育所の設備・面積基準と同様の保育室、屋外遊戯場等の設置を基準とし、配置基準は現行の小規模保育事業と同様。

6. 施行日

令和8年4月1日

※参考

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第六条の三

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業